

尾張旭市監査公表第3号

令和5年12月27日付け尾張旭市監査公表第25号をもって公表した定例監査結果報告について、令和6年1月5日付け5学第1021号で教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年1月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 たかし

教育委員会学校教育課

監査の指摘事項	措置状況
備品購入契約事務において、完了検査に当たっての検査職員任命の手続が行われていない。	指摘事項につきましては、今後適正に改め適切な事務処理を行います。